

8 紛争調整制度について【条例第5～6章】

(1) あっせん

紛争の解決に向けて、市職員の立会いのもと紛争当事者双方で話し合いを行います。

ア 申し出

建築主と近隣関係住民の双方又は一方（相当な理由があると市長が認めるときに限る。）から、定められた期間内に紛争調整申出書（第8号様式）の提出があると、市長はあっせんの開始を決定し、当事者に通知します。

イ 開催

通知に記載された日時に開催され、2時間程度、非公開で行います。出席者は、紛争当事者で、市職員立会いのもと、直接話し合います。終了しない場合は次回に繰り越されます。

ウ 成立又は打ち切り

紛争が解決すると、あっせんは終了します。また、これ以上あっせんを続けても紛争解決の見込がないときは、市長はあっせんを打切ることができます。

(2) 調停

3人以上の調停委員で構成される調停小委員会が、専門的、かつ、公平な立場から、当事者双方の事情を聴取し、必要に応じ調停案を提示します。ただし、この調停は、裁判のような強制力はありません。

ア 申し出

建築主と近隣関係住民の双方から、定められた期間内に調停申出書（第11号様式）の提出があると、市長は調停の開始を決定し、当事者に通知します。

イ 開催

通知に記載された日時に開催され、2時間程度、非公開で行います。建築主と住民は、それぞれに調停委員から聴取を受けます。

ウ 成立又は打ち切り

調停小委員会が作成した調停案を当事者双方が受諾した場合、調停は終了します。また、当事者が調停案を受諾しないとき又は調停を続けても合意の見込みがないときは、調停小委員会は調停を打切ることができます。

(3) 調整可能な事項

紛争調整制度により調整可能な項目は、解体工事に関する紛争、建築計画に関する紛争、建築工事に関する紛争、電波受信障害に関する紛争の4項目で、それぞれ申出期限が異なります。

| 調整事項 | 申出期限 |
|--------------|---|
| 解体工事に関するもの | 解体工事完了まで |
| 建築計画に関するもの | 建築工事着手まで ※構造耐力上主要な部分の変更を伴わないものや外構の工事に関するもの、特定用途の利用に関するものなどで、工事着手後であっても調整可能な項目については、工事完了まで。 |
| 建築工事に関するもの | 建築工事完了まで |
| 電波受信障害に関するもの | 完成後1年以内 |